中酪VOICE（ボイス）

平成27年度 生乳計画生産・需給安定化対策の概要

中央酪農会議は2月10日、第338回理事会において、「平成27年度生乳計画生産・需給安定化対策の概要」等について審議し、原案通り承認されました。ここでは、その内容について紹介します。

平成27年度の生乳計画生産・需給安定化対策は、現下の厳しい酪農経営の実態、生産基盤の弱体化および生乳需給のひっ迫等の状況を踏まえ、次の3点を基本的な考え方として推進します。

①平成27年度以降、3年間、生乳の増産・維持を基本とする中長期計画生産対策とする。

②このため、万一、生乳需給が緩和した場合の過剰回避対策（セーフティネット対策）を構築する。

③中央酪農会議は、指定団体と連携のうえ、酪農家の経営改善と生産性向上に資するよう、地域段階での生産基盤強化の取り組みを支援する。

平成27年度に指定団体が受託を予定できる生乳の数量を「生乳計画生産目標数量」といいます。この数量は、「販売基準数量」「特別調整乳数量」「選択的拡大生産数量」の3つの生産枠から構成されています。

販売基準数量：（一社）Jミルクの生乳需給予測に基づき、脱脂粉乳ベースとバターベースの生乳需要量（チーズ向け除く）の中央値にインサイダー率を乗じた数量から「新規就農枠数量」（1万トン）を差し引き、全国で671万1,709トン（26年度実績見込比101.9%）を設定。必要な手続きを行い、平成27年5月22日までに各指定団体に配分します。

なお、新規就農枠数量については26年度の2,500トンから1万トンに拡充。6月末までに指定団体からの申請を受け付け、販売基準数量として配分します。上限数量を個人経営500トン、法人経営3,000トンとしたうえで、全体の数量1万トンの範囲内であれば、上限を超えた配分も可とします。

特別調整乳数量：生乳需給予測におけるバターベース需要量（チーズ向け除く）を基本に、生乳の販売努力の成果等により算出した数量にインサイダー率を乗じた数量を「供給目標数量」として設定。供給目標数量

平成27年度農林水産関係予算（生産局畜産部）概算決定の概要

政府は1月14日の閣議において、平成27年度一般予算概算を決定。酪農畜産関連の総額は26年度補正予算案との合算で2,368億円、前年度当初予算比515億円増となりました。

具体的には、飼料価格の高止まりや為替の円安進行などにより、酪農家戸数、飼養頭数の減少といった生産基盤の弱体化に歯止めがかからない状況を鑑み、①酪農家の競争力強化と収益向上を地域ぐるみで応援する視点、②優良後継牛を確保する視点、③自給飼料への移行を促進する視点、以上3つの視点で対策を講じました。ここでは、概要を抜粋してご紹介します。

1 畜産・酪農経営安定対策

①加工原料乳生産者補給金

【所要額：31,068百万円（前年度31,084百万円）】

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づき、加工原料乳地域の生乳の再生産の確保と全国の酪農経営の安定を図るため、加工原料乳（脱脂粉乳・バター等向けおよびチーズ向けの生乳）を対象に、生産者に対し補給金を交付。

②加工原料乳生産者経営安定対策事業

【推進事務費：10百万円（前年度11百万円）】

加工原料乳の取引価格が需給変動等により各々の補填基準価格（過去3年間の取引価格の平均）を下回った場合に、生産者の拠出と国の助成金による生産者積立金により、その一定部分を補填（低落分の8割）。

③国産乳製品供給安定対策事業

【500百万円（前年度610百万円）】

生乳需給が短期間で変動する状況のなかで、国産乳製品の安定供給に対するユーザーの強い要望に応えるため、指定生乳生産者団体が乳製品を製造し、適時に放出する取り組み等に対する支援。

④飼料生産型酪農経営支援事業

【6,581百万円（前年度6,226百万円）】

自給飼料生産基盤に立脚した経営を行う酪農家（自給飼料の生産を行うとともに、環境負荷軽減に取り組んでいる者）に対し、飼料作付面積に応じて交付金を交付。

2 畜産・酪農の競争力向上

①高収益型畜産体制（畜産クラスター）構築事業

【76百万円（前年度69百万円）】
（26年度補正予算200百万円）

地域ぐるみで収益性を向上させる畜産クラスター推進のための新たな取り組みの実証や、全国的な普及活動等を支援。

②畜産収益力強化対策

【7,515百万円（新規）】
（26年度補正予算20,115百万円）

畜産クラスター計画に位置付けられた地域の中心的な経営体（畜産農家、新規参入者、飼料生産受託組織）の収益性の向上、畜産環境問題への対応に必要な機械のリース整備、施設整備等を支援。

③畜産・酪農生産力強化緊急対策事業

【1,976百万円（全額26年度補正予算）】

畜産クラスター計画に基づいた、酪農経営における受精卵移植・性判別技術を活用した優良な乳用後継雌牛の確保および和牛主体の肉用子牛の生産拡大、和牛繁殖経営におけるICT等の新技術を活用した繁殖性の向上等の取り組みを支援。

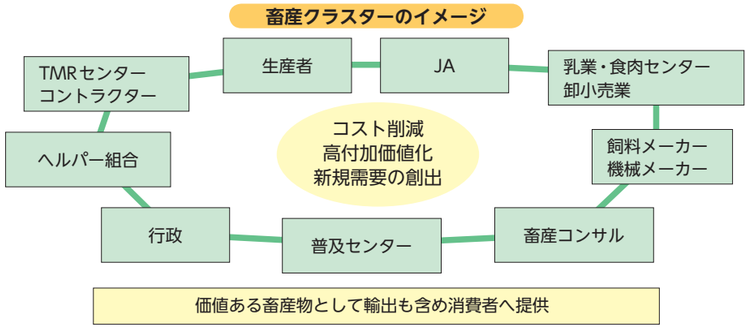

3 ALIC関連対策

①酪農生産基盤確保・強化緊急支援事業

【1,205百万円（新規）】

Ⓐ酪農生産基盤の強化

- **後継者の経営基盤の強化**
  担い手と位置付けられた後継者に対する、初任牛の導入、簡易牛舎の整備、畜舎の増改築への支援。
- **乳用牛の円滑な継承の推進**
  地域内で生乳生産を中止する酪農家や経営規模を縮小する酪農家の乳用牛を、地域内の酪農家で継承する場合の奨励金の交付。
- **増頭対策の推進**
  乳用牛の増頭を図るための、畜舎改修資材の共同購入や、簡易施設・装置の導入への支援。
- **暑熱対策の推進**
  暑熱の低減を図るための技術指導や、関連資材・機材の共同購入等への支援。
- **繁殖・飼養・衛生管理技術等の向上**
  乳用牛の繁殖性や生産性の向上を図るための乳用牛の健康診断、自給飼料を活用した飼料の分析・設計およびこれらに基づく技術指導への支援。また、乳用牛の飼養環境の確保を図るための畜舎の環境改善への支援。さらに、乳房炎による生乳生産量の減少を防止するための搾乳機器の点検・補改修、牛群検査への支援。

Ⓑ女性・リタイア世代等の就農・定着等の推進

担い手となる女性・リタイア世代等の就農・定着化を図るための交流ネットワークの構築、就農促進等の取り組みを推進。

Ⓒ酪農理解醸成等による生乳需要基盤の確保の推進

- 国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、消費者・流通業者等に対して行う酪農理解醸成活動等の取り組みを推進。
- 乳和食等の新たな利用場面の普及や牛乳乳製品の価値訴求等の国産牛乳乳製品の消費拡大・定着の取り組みを推進。
- 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の需要を拡大するために行う、技術研修や販路拡大等の取り組みを推進。

②生乳流通合理化促進対策

【582百万円（新規）】

酪農家が負担している生乳の流通コストを低減させ、収益性を改善するため、生産者団体等が生乳流通の合理化を検討・計画し、タンクローリーやバルククーラーの大型化、検査機器の効率化への取り組みを支援。

から販売基準数量および新規就農枠数量を差し引いた数量5万1,958トンを特別調整乳数量の上限として設定。必要な手続きを行い、平成27年5月22日までに各指定団体に配分します。

なお、特別調整乳数量は、生乳需給が緩和し生乳流通に混乱が生じた場合等に、過剰回避対策を実施することを前提に、設定数量の範囲内で希望する指定団体に配分します。

選択的拡大生産数量：チーズ・全乳哺育向けや輸出向け等の新たな生乳需要を創出する数量として、平成27年5月末までの指定団体からの申請を受け付け、配分します。

供給目標数量については、平成27年12月24日までの指定団体からの増（減）量申請に基づき、指定団体間調整を行います。また、早期の指定団体間調整を促す観点から、9月末日を増（減）量申請の一次締め切りとして設定し、そこまでに申請があった場合は早期の指定団体間調整を実施します。

生乳計画生産対策における各生産枠の考え方とその配分方法

販売基準数量	特別調整乳数量	選択的拡大生産数量
●Jミルクの需要予測（中央値ベース）を基本に設定。 ●①牛乳等向け需要量（Jミルク予測）の10%は26年度各指定団体の牛乳等向け販売実績の構成比。 ②乳製品向け需要量（同）の10%は同乳製品向け（チーズ除）の販売実績で按分。 ●総量から①と②を差し引いた数量は、各指定団体の26年度供給目標数量実績（災害等の影響を考慮）で配分。	●Jミルクの需要予測（バターベース）を基本に、生乳の販売努力の成果等を踏まえて供給目標数量を設定し、販売基準数量との差を特別調整乳数量として設定。 ●生乳需給緩和時に過剰回避対策を実施することを前提に、設定数量の範囲内で希望する指定団体に配分。	●チーズ・全乳哺育向けや輸出向け等の新たな生乳需要を創出する数量について設定。 ●指定団体からの申請をもとに配分。

供給目標数量【販売基準数量＋特別調製乳数量】
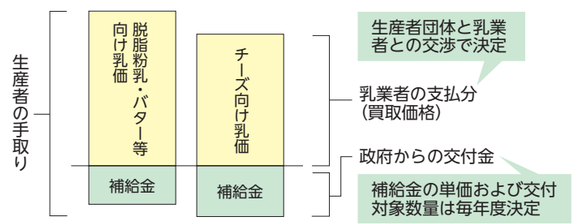
計画生産目標数量【販売基準数量＋特別調製乳数量＋選択的拡大生産数量】